

指定訪問看護重要事項説明書

1 事業所の概要

(1) 法人の概要

会社名	株式会社 プライムワン
住所	尼崎市立花町1丁目23番26号
電話番号	06-6428-0024
代表者	代表取締役 淀 俊之

(2) 当事業所の所在地とサービス利用地域

事業所名	メディケアシステム訪問看護・リハビリセンター芦屋									
所在地	芦屋市打出小槌町13-2-2F									
電話番号	0797-25-2965	FAX番号	0797-25-2975							
管理者	高見 亜紀									
介護保険事業所番号	2	8	6	1	0	9	0	0	6	2
サービスを提供する地域	神戸市・芦屋市・西宮市									

(3) サービスの提供時間

営業日	月曜日から金曜日
営業時間	9:00~17:00
休業日	土・日曜日、国民の祝日、12月29日~1月3日

(4) 当事業所の職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	常勤換算	合計	業務内容
管理者	看護師	女1		1	1	従業者及び業務の管理
看護職員	保健師				2.3	訪問看護・リハビリ等のサービス提供及び訪問看護ステーション業務にあたる
	看護師	女2	女2	2.3		
理学療法士	理学療法士	女2	女2 男2	2.8	5.2	
作業療法士	作業療法士	女1	女2	2		
言語聴覚士	言語聴覚士		女1	0.4		

2 当事業所の訪問看護の運営方針

ご利用者の要支援状態又は要介護状態の軽減、若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防を目的に、療養上の目標を設定し、医学の進歩に対し、適切な看護技術をもって、計画的に訪問看護を行います。また、自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にサービスの改善を図ります。

3 サービスの内容

- 病状・障害の観察
- 認知症の看護
- 褥創の予防・処置
- 清潔のケア（清拭・洗髪・入浴介助）
- 療養生活や介護方法の相談
- 医師の指示による医療処置
- 食事及び排泄等日常生活のお世話
- カテーテル等の管理
- 服薬の指導と管理
- リハビリテーション

4 利用料金 お支払いいただく料金の単価は下記のとおりです。

《介護保険適用の場合》 ※サービス提供体制強化加算・リハビリ減算を含む

(自己負担額 単位:円)

(要介護1～5)		単位数	単位	1回の報酬	1割	2割	3割
訪問看護 (正看護師)	20分未満	320	／回	3,536	354	708	1,061
	30分未満	477	／回	5,270	527	1,054	1,581
	30～60分	829	／回	9,160	916	1,832	2,748
	60～90分	1134	／回	12,530	1,253	2,506	3,759
(准看護師)	20分未満	289	／回	3,193	320	639	958
	30分未満	430	／回	4,751	476	951	1,426
	30～60分	747	／回	8,254	826	1,651	2,477
	60～90分	1021	／回	11,282	1,129	2,257	3,385
リハビリ	20分(1回)	292	／回	3,226	323	646	968
	40分(2回)	584	／回	6,453	646	1,291	1,936
	60分(3回)	789	／回	8,718	872	1,744	2,616

(要支援1・2)

訪問看護 (正看護師)	20分未満	309	／回	3,414	342	683	1,025
	30分未満	457	／回	5,049	505	1,010	1,515
	30～60分	800	／回	8,840	884	1,768	2,652
	60～90分	1096	／回	12,110	1,211	2,422	3,633
(准看護師)	20分未満	279	／回	3,082	309	617	925
	30分未満	412	／回	4,552	456	911	1,366
	30～60分	721	／回	7,967	797	1,594	2,391
	60～90分	987	／回	10,906	1,091	2,182	3,272
リハビリ	20分(1回)	282	／回	3,116	312	624	935
	40分(2回)	564	／回	6,232	624	1,247	1,870
リハビリ (12ヶ月を超える場合)	20分(1回)	267	／回	2,950	295	590	885
	40分(2回)	534	／回	5,900	590	1,180	1,770

(付加料金)

初回加算Ⅰ(退院当日)	350	／月	3,867	387	774	1,161
初回加算Ⅱ	300	／月	3,315	332	663	995
ターミナルケア加算	2500	／月	27,625	2,763	5,525	8,288
緊急時訪問看護加算Ⅱ	574	／月	6,342	635	1,269	1,903
口腔連携強化加算	50	／月	552	56	111	166
退院時共同指導加算	600	／回	6,630	663	1,326	1,989
90分以上の訪問を行う場合	300	／回	3,315	332	663	995
複数名訪問加算Ⅰ(30分未満)	254	／回	2,806	281	562	842
複数名訪問加算Ⅰ(30分以上)	402	／回	4,442	445	889	1,333
複数名訪問加算Ⅱ(30分未満)	201	／回	2,221	223	445	667
複数名訪問加算Ⅱ(30分以上)	317	／回	3,502	351	701	1,051
サービス提供体制強化加算Ⅰ	6	／回	66	7	14	20
特別管理加算Ⅰ	500	／月	5,525	553	1,105	1,658
特別管理加算Ⅱ	250	／月	2,762	277	553	829
専門管理加算	250	／月	2,762	277	553	829
看護・介護職員連携強化加算	250	／月	2,762	277	553	829
リハビリ職員による訪問の減算	-8	／回	-88	-9	-18	-27
12ヶ月を超えてリハビリを行う場合の減算(予防)	-15	／回	-165	-17	-33	-50

※①介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦介護保険適用外の場合の料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日市の窓口へ提出しますと、差額の払戻を受けることができます。

②毎月15日までに、サービスの提供日、利用料等の内訳を記載した利用料明細書を作成し、請求書に添付して送付します。

③利用料は、翌月26日までに口座自動引き落としの方法でお支払いください。
(他のお支払い方法をご希望の方は、お申し出ください。)

※ 死後処置の費用について

保険の対象外となりますので、別途10,000円(税込)にて清拭や着替え、排泄物の処置など簡単な処置を承ります。詳しくは担当看護師と御相談下さい。

《医療保険適用の場合》

(自己負担額 単位:円)

	医療費	1割	2割	3割	
基本療養費1 (週3日目まで)	5,550	555	1,110	1,665	
(週4日目以降)	6,550	655	1,310	1,965	
基本療養費1(准看護師) (週3日目まで)	5,050	505	1,010	1,515	
(週4日目以降)	6,050	605	1,210	1,815	
基本療養費3(外泊時)	8,500	850	1,700	2,550	
夜間・早朝加算(6～8時、18～22時)	2,100	210	420	630	
深夜加算(22～6時)	4,200	420	840	1,260	
難病等複数回訪問加算 (2回目)	4,500	450	900	1,350	
(3回目以降)	8,000	800	1,600	2,400	
管理療養費 1回目	7,670	767	1,534	2,301	
(1日につき) 管理療養費1 2回以降	3,000	300	600	900	
24時間対応体制加算	6,520	652	1,304	1,956	
長時間訪問看護加算	5,200	520	1,040	1,560	
緊急訪問看護加算	イ 月14日目まで	2,650	265	530	795
	ロ 月15日目以降	2,000	200	400	600
重症者管理加算	1	5,000	500	1,000	1,500
	2	2,500	250	500	750
情報提供療養費 1.2.3	1,500	150	300	450	
複数名訪問看護加算 NS・PT・OT・ST(週1日)	4,500	450	900	1,350	
複数名訪問看護加算看護補助者(週3日まで)	3,000	300	600	900	
在宅患者連携指導加算	3,000	300	600	900	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000	200	400	600	
退院支援指導加算	6,000	600	1,200	1,800	
退院時共同指導加算	8,000	800	1,600	2,400	
ターミナルケア療養費1	25,000	2,500	5,000	7,500	
がん専門訪問看護料	12,850	1,285	2,570	3,855	
訪問看護医療DX情報活用加算(月1回)	50	5	10	15	
特別管理指導加算	2,000	200	400	600	

精神科基本療養費1 (週3日目まで)	5,550	555	1,110	1,665
(週4日目以降)	6,550	655	1,310	1,965
精神科基本療養費1(准看護師) (週3日目まで)	5,050	505	1,010	1,515
(週4日目以降)	6,050	605	1,210	1,815
精神科基本療養費3(外泊時)	8,500	850	1,700	2,550
精神科重症患者支援管理連携加算イ	8,400	840	1,680	2,520
精神科重症患者支援管理連携加算ロ	5,800	580	1,160	1,740
その他、緊急訪問加算、長時間加算、時間外加算等は基本療養費に準ずる				

* 公費適応で自己負担無料の制度をご利用できる場合があります。(特定疾患・生活保護等)

●初回訪問<例>

[基本療養費(5550円)+管理療養費(7670円)+24時間対応体制加算(6520円)+情報提供療養費(1500円)]
合計 21240円 自己負担 2124円(1割)・4248円(2割)・6372円(3割)

●2回目以降<例>

[基本療養費(5550円)管理療養費(3000円)]
合計 8550円 自己負 855円(1割)・1710円(2割)・2565円(3割)

5 サービス提供の手順

サービス提供の手順については、パンフレット2頁に記載のとおりです。

6 サービス内容に関する苦情

事業者は利用者又はその家族から苦情又は担当者の変更希望があった場合には、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。また、利用者が苦情申し立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

<当事業所のお客さま相談・苦情窓口>

担当者	高見 亜紀		
電話	0797-25-2965	FAX番号	0797-25-2975
受付日	年中(ただし、12月29日～1月3日を除く)		
受付時間	午前9時～午後5時		

・当事業所以外に、お住まいの市町村及び兵庫県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます

神戸県民局県民室 健康福祉第1・2課	〒650-0004 神戸市中央区中山手通 6-1-1 Tel 078-361-8626
神戸市保健福祉局 介護保険課	〒659-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 Tel 078-322-6228
芦屋市福祉部高齢介護課 管理係	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号 Tel 0797-38-2046
西宮市高齢福祉課	〒662-8567 西宮市六湛町10-3市役所本庁舎1階3階 Tel 0798-35-3195
兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	〒650-0021 神戸市中央区三宮町1-9-1-1801 Tel 078-332-5617

7 事故発生時の対応

利用者に対して当事業所の看護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、当事業所は社団法人全国訪問看護事業協会の賠償責任保険契約を結んでおります。

8 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化などがあった場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行い、主治医の指示を受けて速やかに必要な対応をします。また、ご家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治医	氏名			
	住所	電話番号		
ご家族	氏名		続柄	
	住所	電話番号		

9 個人情報保護法の遵守

(1) 基本姿勢

当事業所は個人情報保護法の趣旨を尊重し、利用者の個人情報を厳重に管理します。また、その従業員が退職後在職中知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがな

いようにします。

(2) 利用目的

当事業所は、訪問看護の申し込み、訪問看護の提供を通じて収集した個人情報、利用者やご家族の方への心身の状況説明、看護記録の作成等といった訪問看護の提供のために必要に応じて利用いたします。

また、利用者の個人情報は訪問看護の提供の目的以外にも以下のような場合に、必要に応じて、第三者に提供されることがあります。

- ・病院、診療所、薬局及びその他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等とのカンファレンス等による連携、照会への回答
- ・介護保険施設入所時の照会への回答
- ・審査、支払い機関へのレセプトの提出
- ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ・保険者への相談、届け出及び照会への回答
- ・業務の維持、改善のための基礎資料
- ・損害賠償保険、訴訟、調停などにかかる保険会社等への相談または届出等
- ・学会、研究会等での事例研究発表
- ・学生等の実習、研修への協力のため
- ・駐車許可証の申請（訪問時駐車に必要なため）

(3) 個人情報の保存

収集した個人情報は、法律に定められた期間、保存することを義務づけられています。

保存の実施方法・期間・廃棄処分方法については、適用される法律ごとに異なります。

(4) 開示について

利用者は事業者に対し、サービスの提供に関する記録の閲覧謄写を求めることができます。（別途料金が発生します。）

10 重要事項の変更

重要事項説明書に記載した内容に変更が生じた場合には、書類を交付して口頭で説明又は郵送にて通知します。

11 サービス提供の中止

台風、積雪又は地震（地震予知警戒警報発令時も含みます。）等のサービス提供が困難な場合には、やむを得ずサービスの提供を中止させていただく場合があります。

12 リハビリテーションについて

リハビリテーションの利用にあたっては、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりにさせる訪問であることに同意したものとみなします。

以上のとおり、重要事項説明書について説明受け、同意しました。

令和 年 月 日 氏名